

Enterprise Connectors ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」）は、お客様（個人、法人または政府機関いずれの場合も含まれます）とデラウェア州の会社であるEmbarcadero Technologies, Inc.（以下「ライセンサ」）およびその関連会社との間の使用許諾対象ソフトウェア（以下「本製品」）に関する法的契約書です。本製品をインストールまたは使用する前に注意してお読みください。本ソフトウェアをインストールまたは使用することで、または「同意する」をクリックすることで、お客様は本契約の条項に拘束されることに同意し、本契約を締結する権限を有することを表明したものとみなされます。エンバカデロ販売店を通じて注文されたソフトウェアはすべて、本契約の規定に従うものとします。お客様が本契約を締結する権限を持たない場合、または本契約の条項に同意しない場合、お客様は本製品をインストールまたは使用することができません。本契約は、本製品の使用权の購入に関する従前のすべての合意に優先します。

本製品使用权購入日または受領日付の本契約に定める条項に基づき、ライセンサは、お客様（「ライセンシー」）に、本契約に関連して交付される注文書に明記される通り、ライセンサが所有または許諾する特定のソフトウェア、それに関連するドキュメンテーションおよび保守サービスのひとつまたは複数の使用权を提供し、お客様は、当該使用权をライセンサから購入することに同意するものとします。本契約と注文書の間には矛盾がある場合は、本契約書条項との整合性を図る上で必要最小限度において、注文書の条項が、矛盾のある当該条項に限って、優先します。注文書は本契約の条項と併せて、それぞれの条項で構成される単一の合意を成し、単一の合意として解釈されるものとします。本契約は特に、ライセンサの製品に付随または組み込まれている、あるいは両当事者間で今まで有効に存続していたデモまたはトライアルライセンスをこれに限定されることなく含む、ライセンサとお客様との間で以前に合意されたすべての条項に優先し、置き換わるものとします。ここに定める相互の約束と合意を約因として、両当事者は下記の通り合意するものとします。

1. 用語の定義。

a. 「**関連事業体**」とは、一当事者を所有/支配する、一当事者によって所有/支配される、または共通の支配/所有下にある事業体をいいます。この場合の「支配」とは、議決権の保有、契約上その他により、一事業体の経営および方針を指揮するまたは指揮ならしめる権限を直接または間接的に保有することをいいます。

b. 「**アプリケーション**」とは、本製品を使用してお客様が開発する一切のアプリケーション、プログラムまたはその他のソフトウェアをいいます。

c. 「**デスクトップ/ワークステーション**」とは、一度に一人のユーザーによって在席または遠隔で操作され、同時に複数の者による直接または間接的な使用ができない、本製品がロードまたは実行される、サーバー以外のパーソナルコンピュータ、ワークステーション、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータまたはモバイルデバイスをこれに限定されずに含む、単一の物理的機械をいいます。

d. 「**開発者**」とは、本人が任意の時点で積極的に本製品を使用しているか否かにかかわらず、(A) コンポーネントとして本製品に依拠したアプリケーションプログラムを構築、コンパイル、アSEMBル、テストまたはその他の方法で実行ならしめる、(B) ソフトウェアプログラムを開発、テストまたはサポート目的で使用または実行する、(C) 別のプログラムまたはアプリケーションの一部として再配布用にソフトウェアコンポーネントをパッケージ化またはその他の方法で準備する、(D) アーカイブ以外の目的で本製品リソースまたはファイルを所持する、のいずれかを行うことをお客様から指定された、識別可能な指名ユーザーをいいます。但し、必ずしも使用許諾時点で指名されているとはかぎりません。

e. 「**知的財産**」とは、有形無形一切の、あらゆる、(A) 著作権、著作隣接権、著作人格権、マスクワーク、およびその二次的著作物をこれに限定されることなく含む、世界中の著作物に係る権利、(B) 商標/商号権およびそれに類

する権利、(C) 営業秘密権、(D) 特許、意匠、アルゴリズムおよびその他の産業財産権、(E) ここに特段の定めのない限り、法の適用、契約、ライセンスまたはその他により生じる（世界中のあらゆる種類/性質の、指定方法の如何にかかわらず）知的/産業財産権、ならびに (F) 現在または将来発効する権利（前記のいずれかにおける権利を含む）の登録、最初の適用、更新、延長、継続、分割または再発行、をいいます。

f. 「マシン」とは、一度に一人のユーザーが在席または遠隔で操作する、本製品がロードされたデスクトップ、ワークステーションまたはコンピュータをいいます。

g. 「新規リリース」とは、製品指定の最初の"."の左側の数字がライセンスによって変更される、本製品の新規リリースをいいます（例：“16.0.6360.0”から“17.0.6360.0”への変更）。

h. 「非営利」とは、(A) 営利を目的としない場合、(B) 商用利用目的のソフトウェア、著作物、サービスまたはデータの製作を意図しない場合、または (C) 本製品に類似する著作物の商用利用、応用、開発もしくは利用に従事する者または事業体によって指揮または出資されていない場合の本製品の使用をいいます。

i. 「非運用」とは、本製品がインストールされる非本番環境で、ライブデータを処理しない、お客様の操作を実行しない、ユーザーによるライブデータへのアクセスを可能にする目的で配置されていない、環境をいいます。非運用環境には開発環境とテスト環境が含まれます。

j. 「注文書」は、(A) ライセンサのウェブサイトからのオンライン購入、(B) お客様が交付され、ライセンスが電子メールでの確認またはお客様へのプロダクトキーの発行により受理した購入注文書またはその他の注文書、(C) ライセンサが発行しお客様が署名した見積書、(D) お客様からライセンスへの本製品の発注に従ってライセンス販売店によってかつそれとの間で受理された一切の文書、(E) ライセンサが発行した請求書、または (F) 本契約を参照、ライセンスが書面で同意したその他一切の文書、のいずれかをいいます。注文書はすべて本契約に組み込まれ、本契約の条項に従うものとします。

k. 「運用」とは、本製品がインストールされている、ライブデータを処理し、同環境の意図されたユーザーがライブデータにアクセスできることを目的として配置されている運用環境をいいます。運用環境には、品質保証、障害復旧、フェイルオーバー、および高稼働環境が含まれます。

l. 「ソフトウェア」とは、本契約の下にお客様が使用許諾を受け、オブジェクトコードの形式で、プロダクトキーを付与された、ライセンスの専売権付きソフトウェア製品の特定バージョンをいい、お客様が作成したすべてのドキュメンテーション、アップデートおよびコピーが含まれます。

m. 「サーバー」とは、サーバーオペレーティングシステムを備え、同時に複数のユーザーが直接またはリモートアクセスにより当該コンピュータを使用可能な、物理的または仮想マシンをいいます。

n. 「アップデート」とは、もしあれば、製品指定の最初の"."の右側の数字がライセンスによって変更（例：“16.0.6355.0”から“16.0.6360.0”への変更）、ライセンスがお客様に使用を許諾する本製品の後継アップグレード、改訂、パッチ、機能強化、修正、改変、追加または保守リリースの総称です。但し、お客様がサブスクリプションを購入されない場合には、新規リリースは含まれません。

o. 「使用」とは、本製品を、そのドキュメンテーションに基づき、動作、閲覧、印刷、更新、利用、アクセス、ダウンロード、保管、ロード、インストール、実行、表示またはコンピュータメモリへの展開、その他本製品の機能性の使用により益を受けることをいいます。

p. 「ユーザー」とは、お客様から許可を受け、任意の時間にソフトウェアを積極的に使用する個人であるか否かにかかわらず、指名された識別可能な個人をいいます。但し、必ずしも使用許諾時点で指名されているとはかぎりません。

2. 評価用ソフトウェア。

お客様が評価、トライアルまたはベータの目的で本製品を購入された場合、お客様は注文書に明記された期間に限定し

て、非運用評価目的で本製品を1コピー、インストールし使用することが認められます。期間が特定されていない場合、お客様による利用は30日間に限定されるものとし、本製品には許可された評価期間を超えた本製品の使用を防止する自動無効化機能が搭載されている場合があります。評価のために提供されるソフトウェアは「あるがまま」で引き渡されるものであり、ライセンサおよびその従業員、役員、取締役、契約人、販売店または代理人は、評価目的で提供された本製品に関して、特定目的に対する適合性、商品性、永続性、非侵害性の保証を含め、明示または黙示、口頭または書面によるあらゆる種類の保証および表明を一切、明確に否認し、評価目的で提供された本製品の使用または使用不能から生じる、直接的、間接的、特別、付随的、偶発的、または懲罰的な損害（逸失利益、データの喪失を含む）については一切、責任を負いません。

3. 使用権付与

a. 一般条項。許諾制限をこれに限定されることなく含む本契約の条項に従って、お客様が支払うべきすべての料金を随時、支払うことを条件に、かつ、本契約に関連して送付される注文書に明示する範囲、期間およびその他の規定をお客様が完全に遵守することを条件として、ライセンサは、注文書に指定される国におけるお客様の社内業務のために、注文書に規定されるライセンスの個数と種類に基づき、本製品をインストールし、アクセスおよび使用する非独占的および移転/譲渡不能な（本契約に明示的に特段の規定がある場合を除く）権利と使用権をお客様に付与し、お客様はライセンサからその許諾を受けるものとします。お客様はここに、許諾された使用権および本製品のインストールと使用に適用される使用条件が、注文書に明記される通り、お客様が購入したライセンスの種類に応じて異なることを了承するものとします。お客様はここに、本契約に従ってお客様から交付された注文書に指定される通り、本製品に適用される使用条件に同意するものとします。

b. 開発者ライセンス。サブスクリプション期間中、注文書に基づき、お客様が年間ライセンス料金を支払うことを条件として、ライセンサは、購入した本製品の特定バージョンを、アプリケーションの作成、開発およびテストを目的として、1名の指名開発者がその専有/支配/使用するマシン上（台数を問わない）でインストールおよび使用する譲渡不能、使用権付与不能、非独占的な世界的権利と使用権（「開発者ライセンス」）をお客様に付与します。お客様は、Delphi、C++Builder および RAD Studio Professional または上位エディション（以下、総称して「プロ ユーザーライセンス」といいます）の有効なライセンスを取得されている範囲内で、本製品とかかるプロ ユーザーライセンスを使用して、開発したアプリケーションがインストールされているマシン以外のマシン上にあるリモートデータベースに接続することができます。前記は、かかるプロ ユーザーライセンスに係るエンドユーザー使用許諾契約書（EULA）中の「RAD Studio、Delphi および C++Builder の Professional エディション、Professional + Mobile エディションおよび Professional Academic エディションに適用される追加条項」と題する条項に含まれる使用条件の限定的放棄と見なされます。

c. 使用料なしの配布ライセンス。サブスクリプション期間中、注文書に従ってお客様が年間サブスクリプション料金を支払うことを条件として、ライセンサは、ランタイム コンポーネントとして使用する目的でお客様によってまたはお客様のために開発されたアプリケーションをお客様が配置および配布する譲渡不能、使用権付与不能、非独占的、使用料なしの権利と使用権を、お客様に追加の料金を課すことなく、付与します。但し、アプリケーションは、(A) 本製品へのいかなる改変（オリジナル コピーに掲載されている財産権表示への変更を含む）も搭載していないこと、(B) コンパイルされた実行形式であること、(C) 本製品と実質的に同一な機能性を提供しないこと、または本製品と競合し得る他のソフトウェアを構築することを目的のひとつとしないこと、(D) 本製品の呼出し可能ルーチンとのプログラマティック インターフェースを確認できる方法で、本製品に関するドキュメンテーションのいかなる部分も複製/配布しない、またはアプリケーションをドキュメント化しないこと、(E) 主としてソフトウェア開発者またはシステムインテグレータ向けに販売するソフトウェア開発アプリケーションまたはいかなる種類の開発環境ではないこと、(F) 以下の使用許諾契約に従っていること、(i) アプリケーションエンドユーザーによる本製品の使用をランタイムコンポーネントに限定すること、(ii) アプリケーションのエンドユーザーによる本製品の修正、変更または改変、派生著作物の作成、本製品の翻訳、逆アセンブル、逆コンパイル、逆アセンブルまたはその他一切のリバースエンジニアリングを禁止すること、および (iii) アプリケーションのエンドユーザーによる本製品の使用権付与、賃貸、配布、リースまたはその他の方法による本製品の一部の移転もしくは譲渡を

防止すること（前記の権利および使用権を「使用料なしの配布使用権」といいます）。

d. 終了。更新サブスクリプションライセンス料金の滞納や本契約に対する違反を事由とする解除または解除事由を問わない解除により、お客様またはライセンサが本契約を終了した場合、お客様はアップデートまたは新規リリースを受け取ることはできず、ライセンサはお客様への提供義務を負いません。また、開発者ライセンスは終了し、お客様はアプリケーションを作成/改変する権利および使用権を一切、保持しません。但し、(i) 使用料なしの配布使用権は終了後も存続します。(ii) お客様は終了前に本製品を使用して作成したアプリケーションを引き続き配布することができます。(iii) 終了前にお客様からお客様のエンドユーザーに付与された、アプリケーションの一部を成すランタイム コンポーネントとして、本製品を使用するためのサブライセンスは終了後も有効に存続します。

4. バックアップ/ドキュメンテーション用複製。

お客様は、非運用目的で本製品の複製を妥当なコピー数、作成することができます。但し、お客様は本製品のオリジナル コピーに掲載されている著作権および財産権表示をすべて複製しなければなりません。また、お客様は、本契約に基づく内部使用を目的として本製品ユーザードキュメンテーション（マニュアルおよびインストールガイド）の複製を妥当なコピー数、作成することができます。但し、お客様は本製品ユーザードキュメンテーションのオリジナル コピーに掲載されている著作権および財産権表示をすべて複製しなければなりません。

5. 制限事項。

ライセンサは、本契約においてお客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。前記の一般性を限定することなく、お客様は、本製品に企業秘密が含まれていることを認め、準拠法に従って、以下の点に同意するものとします。(a) 本契約の下に許可されている場合を除き、本製品を複製しないこと。(b) 本契約の下に許可されている場合を除き、本製品を改変、翻案または翻訳しないこと。(c) 本製品のオブジェクトコードからソースコードを逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法で導き出そうとしないこと。(d) 本製品を使用して、本製品と競合する一切の著作物を開発しないこと。(e) 書面によるライセンサの事前の承諾なしに、第三者に本製品をリース、賃貸、貸与、販売または配布（第三者に対して、タイム シェアリングなどによって再配布可能ファイルへのアクセスまたは使用を許可したり、サービス部の一部として再配布可能ファイルの使用を許可することを含みます）しないこと。(f) 本契約の下に許可されている場合を除き、書面によるライセンサの事前の承諾なしに、お客様の使用権を第三者に譲渡もしくは移転しないこと。または本契約に基づくお客様の権利の一部または全部を第三者に二次許諾しないこと。(g) 組み合わせで完成したプログラムまたは本製品とそのソースコードを誰でも自由に利用できることを要求するGNU一般公衆利用許諾書またはその他のライセンスに従う他のソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含みます）と組み合わせないこと。(h) 本製品のパフォーマンスベンチマーク結果を公開またはその他の方法で開示しないこと。(i) お客様は本製品に直接接続するまたは利用するユーザー数を減らすための多重化または接続をプールするソフトウェアやハードウェアを使用することが認められていません。(j) 注文書に明確に許可されていない限り、お客様の関連事業体による本製品の使用は認められていません。

6. 第三者による使用。

ライセンサは、本製品が、本契約の条項に従って、お客様のサードパーティー サービス プロバイダ、独立契約者、コンサルタントおよび外部委託者によって使用される場合があることを認め、同意します。但し、かかる第三者は本契約の条項を遵守することに同意し、かつ、お客様の利益および事業の目的でのみ本契約を使用するものとします。ライセンサから要請があった場合には、お客様は、本条項に従って本製品を使用している第三者のリストを提供して、ライセンサによる本製品の著作権管理に協力するものとします。お客様は、本製品が本契約に基づき第三者によって適切に使用されることに引き続き義務と責任を負うものとします。

7. 料金。

お客様は、本製品に係る使用許諾料および本製品の著作権に関して適用される配送料、税金、関税、公租公課を支

払うことに同意するものとします。使用許諾料および諸費用の支払い期限は、ライセンサが受け取った注文書に別途記載のない限り、取引金額を明示したライセンサの請求書をお客様が受領してから 30 日となります。費用はすべて返金不能です。誠意をもって解決できない支払期限を超過した金額については、その時点で適用される法定最大利率の遅延利息が発生します。さらに、お客様のアカウントの異議のない部分が契約通りに支払い続けられるようになるまで、ライセンサはアップデートおよびサポートサービスを中止することができます。お客様は、お客様が支払うべき税金または銀行手数料の如何にかかわらず、ライセンサに料金の全額を支払う義務を負います。有効な非課税証明書またはその他対象科目が非課税である証拠が適時に提示されない限り、ライセンサは、VAT（付加価値税）、GST（商品サービス税）、売上税、消費税およびサービス税をこれに限定されることなく含む、適用される税金すべてについて、お客様に請求するものとします。ここにライセンサに支払うべき支払に関して、準拠法の下にお客様が源泉徴収義務を負う場合、お客様は、適用される税金を納付済みであることを裏付ける当該税務当局の正式な領収証/証明書をライセンサに提出するものとします。

8. 電子的な方法による引渡。

ライセンサデータはすべて、セキュアなインターネットダウンロードサイトを通じて電子的な方法でライセンサからお客様に引き渡されるものとします。ここに購入されたすべてのライセンスの所有権および関連ライセンサデータの損失リスクは、ライセンサがライセンサデータをお客様によるダウンロード用に提供し、ダウンロード可能である旨をお客様に通知し、該当する場合には、本製品のインストールおよび操作のために必要なすべての使用許諾キーをお客様に提供した日（「引渡日」）にお客様に移転したものと見なされます。

9. ソフトウェアサポート／保守。

本製品の新規リリースを含む本製品および保守アップデートのサポートサービスは、サブスクリプション期間中、支払済みサブスクリプションに含まれています。ライセンサは、直接または指定代理人、代表者、契約人またはパートナーを通じてサポートを提供することができます。

10. 検査。

お客様は、ライセンサが、お客様への然るべき通知をもって、お客様が本契約の条項に従って本製品を使用していることを確認するために、記録の提示を要請できることを認め、同意するものとします。さらに、ライセンサは、自らの費用負担で、お客様が使用している本製品のコピーの数および本製品がインストールされている指定された CPU の数を監査することができます。かかる監査は、通常の業務時間内にお客様の施設内で実施し、お客様の企業活動を不当に妨げないものとします。お客様がライセンサに支払った料金が不足していることが監査により明らかになった場合には、不足分の料金が（監査終了時の表示価格に基づいて）お客様に請求されます。また、不足分の料金が支払い済みの料金の 5% を超える場合には、お客様は、実施した監査の合理的な費用をライセンサに支払うものとします。

11. 所有権。

本製品は許諾されるものであり、販売されるものではありません。ライセンサまたはそのサードパーティー ライセンサおよびサプライヤは常時、ここにお客様が作成を許可される一切の複製をこれに限定されることなく含む、本製品、ドキュメンテーションおよびアップデート（「ライセンサデータ」）に関するすべての権利、権原、および利益を保持します。機密／営業秘密資料、ソースコード、オブジェクトコード、知的財産権、商標、サービスマーク、特許、著作権をこれに限定されることなく含む、ライセンサ資料に係るすべてのコモン・ローおよび制定法上の権利は現在、そして今後もライセンサの財産です。お客様は、本契約に規定される場合を除き、かかる財産権に関して一切の権利、権原、利益を有しないものとします。お客様は、ライセンサのライセンサ資料に関する権利およびそれに係る知的財産権を認め、いかなる時も故意にかかる権原やその有効性を問題にしたり、かかる権利に対するライセンサの一切の権原をいかなる方法でも阻害しないものとします。本契約により、お客様はライセンサ資料を使用する非独占的権利のみを取得するものとし、ライセンサ資料に対するいかなる所有権も取得していません。ここに明示的に付与される使用権を除いて、本契約は、ライセンサまたはその関連会社のライセンサ資料に係

る暗示的または黙示的な使用权、権利/利益またはその他の知的財産権を付加的に付与するものではありません。お客様は、お客様またはお客様の契約人に起因する一切の著作権侵害に責任を負うものとします。お客様は、ライセンサのサードパーティー ライセンサおよびサプライヤが、本製品に関する知的財産権の保護を目的として、本契約のすべての条項について、契約上の第三受益者であることに同意します。

12. 期間と終了。

各サブスクリプションライセンスの期間は、注文書に別途記載のない限り、引渡日から 1 年間とし、本製品の使用权と本契約は更新されない限り終了します。更新後の年間サブスクリプション期間は、更新日にかかわらず、前サブスクリプション期間満了日の翌日から開始するものとします。サブスクリプション期間およびその各更新は本条項において「期間」と総称します。お客様は、随時、ライセンサに書面で通知することにより、本契約を終了することができます。但し、お客様は、サブスクリプション期間全体のライセンス料金を全額負担する義務を負い続けるものとし、既に支払い済みの料金の返金を受けることはできません。お客様がいかなる時点においても使用許諾されたソフトウェアまたは保守サービスに関して支払期日の到来した適用料金を滞納し続けている場合または購入した部数を越えて本契約を使用した場合またはここに記載された条件に違反した場合には、ライセンサは、権利を有するその他の救済手段に加えて、お客様の本製品使用权および保守サービスを受ける権利を終了することができます。いずれの当事者も、相手方当事者が任意もしくは強制破産申請または支払不能、倒産管財、清算もしくは債権者の利益のための債務免除手続の対象となった場合で、当該申請または手続が提起後 60 日以内に実体的効果をもって却下されない場合には、書面の通知をもって直ちに有効に本契約を終了することができます。お客様の使用权期間が更新もしくは復活手続なく満了またはその他の方法で終了した場合には、お客様は、お客様が所持または管理する本製品のすべてのコピーと関連ドキュメンテーションを速やかに破棄またはライセンサに返却するものとします。ライセンサが解除事由により使用权を終了する場合で、お客様がサブスクリプションライセンスを購入されている場合には、お客様はサブスクリプション期間全体について支払われるべきサブスクリプション料金の未払分に責任を負い続けます。終了後 30 日以内に、お客様の組織の署名権者は、ライセンサに対し、書面で、本製品のオリジナルおよびすべてのコピーが破棄またはライセンサに返却されたことを証明するものとします。第1条（用語の定義）、ライセンサに支払うべき料金がある場合に限り 第7条（料金）、第10条（検査）、第11条（所有権）、第12条（期間と終了）、第13条（補償）、第14条（保証の否認）、第15条（限定責任）、第16条（一般）の規定に基づく。

13. 補償。

お客様は、お客様およびお客様の契約人が本製品またはここに許可されるアプリケーションを使用、複製または配布することに起因または関連して申し立てられた一切の責務、費用、損害および経費（和解費用や合理的な弁護士費用を含む）を補償し、ライセンサ、そのサプライヤおよび認定代理店を免責、防禦することに同意するものとします。

14. 保証の否認。

本製品は「あるがまま」で引き渡されるものであり、ライセンサは、商品性、非権利侵害性および特定目的適合性の黙示的保証をこれに限定されることなく含む、いかなる種類のいかなる保証も明確に否認します。ライセンサは、本製品の使用または使用の結果に関して、その正当性、正確性、信頼性、最新性およびその他について補償、保証または表明を一切行いません。ライセンサまたはその従業員による口頭もしくは書面での情報・説明は補償の設定や本補償の範囲の拡大を意味するものではなく、お客様はかかる情報・説明に依拠することはできません。本製品は耐障害性を有しておらず、原子力施設の運営、航空機のナビゲーションまたは通信システム、航空交通管制、直接生命維持装置、兵器システムなどの、ソフトウェアの瑕疵が直接的に死傷者または著しい物理的または環境的損害を招く恐れがあるような、耐障害性能を必要とする危険な環境（以下「ハイリスク活動」）下でオンライン制御装置として使用または販売するために設計、製造、意図されたものではありません。本契約の管轄地域が特定の黙示的責任の排除、黙示的責任の期間の制限、付随的、派生的もしくは特別損害の排除または限定を制限している場合、(A) 排除が認められない各責任は納品日から 60 日に限定されます、(B) かかる一切の責任に違反した場合ライセンサのライセンシーに対する責任総額は第15条（限定責任）に明記する金額に限定されます。

15. 限定責任。

適用法令によって許容される範囲内で、本使用契約または本ソフトウェアに起因または関連するライセンサの全責任は、契約責任、不法行為責任、その他を問わず、本使用契約の下でお客様が実際に支払った金額を超えないものとします。本契約に起因または関連するライセンサの累積的な全責任は、最初の申立ての前の12ヶ月の期間に販売者が支払った料金の額を超えないものとします。ライセンサまたはそのサプライヤは、契約責任、不法行為責任、その他を問わず、また、ライセンサがかかる損害の可能性を知っていたか、または知り得るべきであったかにかかわらず、何人に対しても、本使用契約または本ソフトウェアに起因または関連する、利益、売上、事業機会、またはデータの喪失を含む、直接的、間接的、付随的、偶発的、懲戒的、特別、または懲罰的な損害に対して、いかなる者に対しても責任を負いません。各責任の排除または限定は個別的であり、したがって分離可能な免責となります。両当事者は、本契約の第14条に規定する制限が、本契約に定める限定的救済がその本質的目的を欠くと見なされる場合でも、存続し適用されることに合意します。本契約の規定はリスクをライセンサとお客様との間で配分します。料金にはここに定めるリスク配分と限定責任を反映しています。

16. 一般。

(A) 各当事者は、本EULAで想定する行為に適用されるすべての法令を遵守するものとします。お客様は、本製品の原産国が米国であること、米国輸出管理規則に従って提供されること、対象国の輸出規制法令に従う場合があること、適用される輸出規制法令に違反する流用は禁止されていることを認めるものとします。お客様は、(i) お客様が、(a) 米国が輸出取引を禁止している国の市民/国民/居住者または当該国政府の管理下にある者または (b) 米国財務省の特別指定国民 (Specially Designated Nationals) のリストまたは米国商務省の拒否命令表 (Table of Deny Orders) に記載されている者または事業体ではないまたはその代理を務めていないこと、さらに (ii) 輸出法令で禁止されている目的に使用されないこと (核兵器、化学兵器、生物兵器の製造目的での使用を含むがこれに限定されない) を保証表明するものとします。

(B) 本製品は、適用対象となる場合、DFAR Section 227.7202 および FAR Section 12.212(b) にそれぞれ定義する「商用コンピュータソフトウェア」、「商用コンピュータソフトウェア文書」と見なされています。米国政府による本製品の使用、改変、複製、リリース、実演、展示または開示は、本EULAの条項に専ら従うものとします。但し、本契約の条項は、米国政府の使用に限定して米国政府に代わって本製品を調達する機関には適用されません。

(C) 本契約は、お客様に一身専属です。お客様は、自主的または強制的にかかわらず支配権の変更、合併、統合、解散、法の適用の結果またはその他ライセンサの書面による明示的同意のない方法の如何にかかわらず、親会社、子会社や関連会社を含む他の者に、本契約または本製品の全部または一部を移転、譲渡または財産権移転、債務更改/負担することはできません。本条項 16(C) において、(i) 「支配権の変更」は、合併、統合、合同、再編または取引もしくは一連の取引におけるお客様の株式資本または持分の売却、移転または交換により取引直後のお客様の保有率が50%未満となる場合をこれに限定されることなく含みます。(ii) 「合併」とは、ライセンシーが、存続事業体か消滅事業体かにかかわらず、参加する合併をいいます。また、お客様は、ライセンサの書面による明示的同意を得ずに本契約の履行を移譲することはできません。本条項 16(C) に違反した譲渡または履行の移譲の主張は無効です。ライセンサは、お客様の同意を得ることなく本契約に基づく権利および義務 (全部または一部) を譲渡することができます。

(D) 本EULAは、両当事者によって署名された書面による場合を除き、変更されないものとします。いずれの当事者も、放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされた場合を除き、時間の経過または陳述/表明によってその権利を放棄したものとはみなされません。本EULAの契約違反に関する権利を放棄しても本EULAの以前または今後の違反に関する権利を放棄することにはなりません。放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされたもの以外の放棄は無効です。

(E) 本EULAおよび本EURAに起因または関連する紛争はすべて、以下を除いて、テキサス州法に準拠し、それによって解釈されるものとします。(i) 法の抵触に関する原則、(ii) 国際物品売買契約に関する国連条約、および (iii) 統一コンピュータ情報取引法 (UCITA)、またはそれに対応する州法。差止またはその他のエクィティ上の救済申請を除き、本EULAに起因する一切の紛争は、テキサス州トラヴィス郡に所在する裁判所の専属管轄権に従うものとします。

(F) いずれの当事者も、労働争議、労働力/エネルギー/原材料・物資の不足または確保不能、戦争、テロ、暴動、天災、

政府の措置など、その合理的な支配が及ばない事由により履行が遅延または阻止された限りにおいては、本EULAの債務不履行とはならないものとします。

(G) 本EULAのいずれかの規定が、現在または将来の法律において無効であるか執行不能であると判断される場合においても、その他の規定は有効に存続し、決して影響を受けず、損なわれず、取り消されないものとします。

(H) ウェブサイトのリンク、附属書、および注文書を含む本EULAは、両当事者の完全かつ排他的相互理解を言明し、本契約の主題に関する従前の書面または口頭の合意および通信すべてに優先し、それらを解除するものとします。お客様が採用している、電子請求ポータルおよびベンダー登録プロセスを含む、売約定書、発注書その他の業務書式のいかなる規定も本EULAの条項に優先するものではなく、かかる文書は事務上の目的に限定され、法的効果を一切有さないものとします。前記にかかわらず、ライセンスは、随時、本製品の新規リリースをもってライセンスEULAを更新することができます。お客様に適用されるライセンスEULAのバージョンは、お客様が現在使用されている本製品に同梱されるバージョンとなります。

(I) 本契約に基づくいずれかの当事者への通知、要請、請求またはその他想定される通信は、書面により、英語で行うこととし、(i) 手交される場合には受領時に、(ii) ファックスで送信される場合には受信確認の受領時に、(iii) 料金元払配達証明付内容証明郵便で送付される場合には配達証明に記載されている日に、(iv) 国際宅配便の場合には、当該サービスから送り主に確認される配達日に、または (v) E-mailの場合には、受領者が、注文書に指定される送り主のEメールアドレスに送信したEメールまたは本条項に従って他の方法で送達された通知により、当該Eメールを受領したことを確認した時点で、有効に送達されたものとみなされます。「自動開封確認メッセージ」機能による受領は本条項の目的上、Eメールを確認したことになりません。かかる通知、要請、請求またはその他の通信は、注文書に指定された通りの宛先とします。

(J) お客様は、ライセンスがお客様のデバイス、コンピュータ、システム、アプリケーションソフトウェアまたは周辺機器に関連した非個人情報およびお客様が本製品にアクセスまたはインストールする地理情報とIPアドレスに関する個人情報を含む診断、技術および関連情報を収集、保持、処理および使用することに同意するものとし、それぞれの場合において、かかる情報は、ソフトウェアアップデート、製品サポートやコンプライアンス検証の提供を促進し、その他本製品およびその他のソフトウェア製品と関連サービスを向上する目的に必要なかつ適切なものとします。

(K) お客様は、本製品をライセンス以外の者または事業体が所有または支配する技術と接続または統合して使用することができますが、その活動に関して、かかる第三者とのサービスまたは使用許諾契約を条件とする場合があります。お客様は、かかるサービスまたは使用許諾契約に関して当該第三者に専ら依拠することに同意するものとします。

(L) 本契約が翻訳される言語の如何にかかわらず、本契約の正式な原本は英語で作成された契約書となります。

(M) お客様は、ライセンスが、お客様の購入品の引渡し、確認またはその他関連する目的のために、また、他の製品、サービスやオファーに関してお客様に再度連絡するために、本製品の購入中に提供される情報を使用することに同意します。

以上